

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例

東近江市営住宅条例（平成17年東近江市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第8条中「前条第1項第5号及び第6号に該当する者のうち、次の各号のいずれか」を「第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号及び第4号」に改め、同条第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族がある者」を「特優賃施行規則第1条第1号に規定する同居親族等（以下「同居親族等」という。）があるもの」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 市町村税及び国民健康保険料を完納していること。

(4) その者又は同居親族等が暴力団員でないこと。

第12条第2項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第16条第1項中「当該市営住宅」を「当該公営住宅」に改め、「親族」の次に「又は特定公共賃貸住宅への入居の際に同居した同居親族等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。